

○草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

令和5年3月24日

告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、小学校就学の始期に達するまでの児童を養育する家庭で、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる家庭または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる家庭（以下「要支援児童等家庭」という。）に対してヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、保護者の養育能力の向上、児童の健全な育成、虐待の未然防止につなげるため、要支援児童等家庭へのヘルパー派遣の実施について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は草津市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、要支援児童等家庭への育児および家事に関する援助（以下「サービス」という。）で、別表に掲げるものとする。

(事業の実施等)

第4条 市長は、要支援児童等家庭でヘルパー派遣が必要と認められた家庭における養育者（以下「派遣対象者」という。）に対して派遣を決定する。

- 2 前項の決定にあたっては、関係機関が協議するものとする。
- 3 第1項により派遣を決定したときは、派遣対象者から養育支援ヘルパー派遣同意・誓約書（別記様式第1号。以下「同意・誓約書」という。）の提出を求めるものとする。
- 4 前項の同意・誓約書が提出されたときは、派遣対象者に養育支援ヘルパー派遣（決定・変更・取消）通知書（別記様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）により派遣の決定を通知するものとする。

5 前項の派遣の決定について、内容を変更し、または決定を取り消す場合は、事前に電話等により連絡を行い、派遣決定通知書により通知するものとする。

(サービスの制限等)

第5条 サービスを行う時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、第4条第1項に基づく1度の決定につき最大10回までとする。

2 サービスの回数は1日2回までとする。

3 前項に定めるもののほか、1日の合計サービス時間が2時間を超える場合には、そのつど協議し、第4条第1項に基づく決定につき合計サービス時間20時間の範囲内で1回の派遣時間を変更することができる。

4 サービスの利用時間帯は、午前7時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(委託料)

第6条 市長は、委託によるヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,300円を当該委託事業者を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

サービス区分	内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)
2 育児に関するもの	ア 授乳、離乳食の準備および介助 イ おむつ交換

ウ もく浴介助

エ 育児に関する簡易な相談助言

オ その他必要と認める育児援助

①対象児の兄弟姉妹（就学前）の育児

②対象児の通院等の介助

③母通院等における対象児の預かり

別記

様式第1号（第4条第3項関係）

## 養育支援ヘルパー派遣 同意・誓約書

私は、家事、育児の援助や簡易な相談、助言を行う養育支援ヘルパーの派遣について同意します。

派遣を受けるにあたっては、派遣の実施に必要な私の個人情報を草津市が派遣事業者および養育支援ヘルパーに対して、または派遣事業者および養育支援ヘルパーが草津市に対して提供することに同意します。

なお、養育支援ヘルパーの派遣の利用に際しては、下記事項に同意し、遵守します。

### 記

1. サービスの日時の調整

サービス実施日時について、派遣事業者と調整します。

2. 利用規約の遵守

利用規約が守られない場合は、養育支援ヘルパーの派遣が取り消されることに同意します。

特記事項

年 月 日

草津市長 宛

住所 草津市 \_\_\_\_\_

氏名（主な養育者名） \_\_\_\_\_

（子どもの名前） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

## 草津市養育支援ヘルパー派遣事業利用規約

### 1. 目的

この規約は、草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱に定めるヘルパー派遣の実施について、利用者が遵守すべき必要事項を定める。

### 2. 派遣の内容

ヘルパー派遣事業者（以下「派遣事業者」という。）に依頼する内容は、育児および家事に関する援助（以下「サービス」という。）で、市が決定した内容のみとする。

### 3. サービス利用に関するもの

- (1) サービスを行う時間数は、市が決定した範囲内とする。
- (2) 利用者は、事前に派遣事業者と日程および時間の調整を行うものとする。
- (3) サービスの利用日は、原則平日とし、12月29日から翌年の1月3日までの間はサービスの利用はできない。
- (4) サービスの利用時間帯は、原則午前7時から午後7時までの間とする。
- (5) 利用者は居宅においてサービスを利用する間のヘルパーの駐車場を確保すること。
- (6) 移動を伴うサービスについて、原則、徒歩または公共交通機関を利用するものとし、その際のヘルパーにかかる交通費については利用者が負担するものとする。
- (7) 生活必需品の買い物等利用者の自宅外でサービスを受ける場合は、原則、利用者は派遣事業者に同行するとともに、利用者が現金を管理するものとする。

### 4. 利用の中止、変更等

- (1) 利用者の都合により、サービスをキャンセルする場合は事前に、派遣事業者へ連絡をするものとする。
- (2) 利用者および子どもの体調不良等やむをえない事由がある場合を除き、当日キャンセルが発生した場合は以降のサービスを中止する場合がある。
- (3) 利用者は、支援の内容やヘルパーに関して変更を求める場合は、市に申し出ることができる。
- (4) 利用者の故意または重大な過失により、派遣事業者もしくはヘルパーの生命・身体・金品・信用を傷つけることなどにより、サービスが継続しがたい事情が発生した場合はサービスを中止する場合がある。

※ 「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。

様式第2号（第4条第4項関係）

発 第 号  
年 月 日

〒

様

草津市長

養育支援ヘルパー派遣（ 決定 ・ 変更 ・ 取消 ） 通知書

養育支援ヘルパーの派遣について、次のとおり通知します。

1 派遣事業者

所在地	〒		
名 称	(フリガナ)		
連絡先	電話	F A X	担当

2 派遣サービスの制限

区分	家事に関するもの	育児に関するもの
サービスの内容 (変更後を含む)	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋 外の清掃・整頓等を除く。)	ア 授乳、離乳食の準備および介助 イ おむつ交換 ウ もく浴介助 エ 育児に関する簡易な相談助言 オ その他必要と認める育児援助 ①対象児の兄弟姉妹（就学前）の育児 ②対象児の通院等の介助 ③母通院等における対象児の預かり
	その他)	
決定の有効期間 (変更後を含む)	年 月 日から計 回利用した日まで	
利用の制限 (変更後を含む)	1回 時間以内、上限 回とする。	
	午前7時から午後7時までの間で、1日2回を上限とする。	
	(その他)	
取消の場合の理由		

<注意事項> サービスの実施日時について、派遣事業者と調整してください。

草津市 担当： 電話 — F A X —

別記様式第1号（第4条第3項関係）

様式第2号（第4条第4項関係）